

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法
(国家インターネット情報弁公室・国家発展及び改革委員会・工業及び情報化部・公安部・国家市場監督管理総局令第 21 号として 2026 年 4 月 10 日發布、同年 7 月 15 日施行)

第 1 章 総則

第 1 条 人工知能擬人化インタラクティブサービスの健全な発展及び規範的な応用を促進し、国家の安全及び社会公共の利益を守り、公民、法人及びその他の組織の適法な権益を保護するため、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「未成年者ネット保護条例」等の法律・行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 人工知能技術を利用し、中華人民共和国国内の公衆に対して、自然人の性格特性、思考パターン及びコミュニケーションスタイルを模した、継続的な感情的インタラクションに係るサービス（以下「擬人化インタラクティブサービス」という。）を提供する場合に、本弁法を適用する。

前項に定める感情的インタラクションに係るサービスには、文字、画像、音声、動画等の形式を通じ提供される感情面でのケア、寄添い、サポート等のインタラクティブサービスを含む。

スマート・カスタマーサービス、知識ベース型質問応答、ワークアシスタント、学習教育、科学研究等のサービスを提供し、継続的な感情的インタラクションに関わらないものについては、本弁法を適用しない。

第 3 条 国は、発展と安全の両立、イノベーション促進と法によるガバナンスとの組合せという原則を堅持して、擬人化インタラクティブサービスのイノベーション発展を奨励し、擬人化インタラクティブサービスに対して、寛容かつ慎重な、及び分類別・等級別の監督管理を実行し、擬人化インタラクティブサービスが上を目指し善を求めることを促進する。

第 4 条 国のネット情報部門は全国の擬人化インタラクティブサービスのガバナンス及び関連する監督管理業務の統一的な計画・調整に責任を負い、国务院の発展改革、工業及び情報化、公安、市場監督管理、新聞出版等の関係部門は各自の職責により、擬人化インタラクティブサービスに関連する監督管理業務に責任を負う。

地方のネット情報部門は当該行政区域内の擬人化インタラクティブサービスのガバナンス及び関連する監督管理業務の統一的な計画・調整に責任を負い、地方の発展改革、工業及び情報化、公安、市場監督管理、新聞出版等の関係部門は各自の職責により、当該行政区域内の擬人化インタラクティブサービスに関連する監督管理業務に責任を負う。

第5条 関連する業界組織は、業界の自己規律性を強化し、業界準則及び自律的管理制度を確立して健全化し、擬人化インタラクティブサービス提供者を指導して、サービス規範を制定・完全化させ、及び法によりサービスを提供し、かつ、社会的監督を受けるようにさせる。

第2章 サービスの促進及び規範化

第6条 国は、アルゴリズム、フレームワーク、チップ等の技術の自主イノベーションを支持し、擬人化インタラクティブサービスに係る技術の研究開発及び関連標準の構築を推進し、電子署名・承認の応用研究に取り組んでいく。擬人化インタラクティブサービス提供者が文化発信、子ども向けケア、高齢者向け寄添い、ある特定の集団のサポート等の分野における応用を、秩序を保ちながら広げていくことを奨励する。

第7条 国は、擬人化インタラクティブサービスに係る安全知識、法律法規等の宣伝普及を強化し、科学的に、マナーを守り、かつ、安全に法によりこれを使用するよう社会公衆を手引きし、AIリテラシーの向上を促進する。

第8条 擬人化インタラクティブサービスを提供する場合には、法律・行政法規を遵守し、社会公德及び倫理道德を尊重しなければならない。次の各号に掲げる活動に従事してはならない。

- (一) 国家の安全、荣誉及び利益に危害を及ぼし、国家政権の転覆・社会主義制度の打倒を扇動し、国家の分裂・国家統一の破壊を扇動し、テロリズム・過激主義・歴史虚無主義を喧伝し、社会主義核心的価値観に背き、不法な宗教活動を展開し、民族憎悪・民族差別を喧伝し、集団の対立を煽り、わいせつ・ポルノ・賭博・暴力を広め、又は犯罪を教唆し、風説を流布し、他人を侮辱若しくは誹謗し、他人の適法な權益を侵害する等のコンテンツを生成すること。
- (二) 自傷・自殺を奨励・美化・示唆する等ユーザーの体の健康を損ない、又は言葉の暴力等ユーザーの人格の尊厳及び心の健康を損なうコンテンツを生成すること。
- (三) 国家秘密、業務秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を引き出し、又は詐取するコンテンツを生成すること。
- (四) 不安全行動の模倣若しくは極端な気分の浮沈みを未成年者に招く可能性、又は未成年者に悪い習慣を誘発する可能性がある等、未成年者の心身の健康に影響を及ぼす可能性のあるコンテンツを未成年ユーザー向けに生成すること。
- (五) ユーザーに過度に迎合して情緒的依存又は嗜癖を誘発し、ユーザーの現実の人間関係を損なうもの
- (六) 心理的操作等の方式を通じて、ユーザーが合理的でない意思決定を行うよう誘導し、ユーザーの適法な權益を損なうもの
- (七) その他法律・行政法規及び国の関係規定に違反する活動

第9条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、擬人化インタラクティブサービスの安全主体责任を遂行し、アルゴリズムのメカニズムの監査、科学技術の倫理審査、情報コンテンツ管理、ネットワーク及びデータのセキュリティ、リスク対応計画及び緊急時対応等の管理制度を確立して健全化し、サービスの類型・規模及びユーザーの特徴に適

したコンテンツ管理に係る技術的措置及び人員を配備しなければならない。

第10条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、擬人化インタラクティブサービスの全ライフサイクルにおいて、安全責任を履行し、サービスのデプロイ、稼働、アップグレード、終了等の各段階の安全要求を明確にし、安全措置とサービス機能の同時デプロイ・同時使用を保証して、安全水準を向上させなければならない。安全モニタリング及びリスク評価を強化して、遅滞なく系統誤差を発見かつ修正し、及び安全インシデントに対処して、法によりウェブログを保管しなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーのプライバシー権及び個人情報の保護、過度な依存に係るリスク警告、感情的バウンダリに係る働きかけ、心の健康の保護等の安全能力を具備していなければならない。社会的コミュニケーションに取って代わること、ユーザーの心理をコントロールすること、嗜癖・依存へと誘導すること等をサービス目標としてはならない。

第11条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、事前学習、ファインチューニング等のデータ処理活動を展開する場合には、訓練データの管理を強化し、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (一) 関連データが適法な出所を有し、法律・行政法規の規定及び社会主義核心的価値観の要求に適合している。
- (二) 国の関係規定に従い、訓練データに対してクレンジング及びアノテーションを展開し、訓練データの透明性及び信頼性を強め、データポイズニング、データ改竄等の行為を防止する。
- (三) 訓練データの多様性を強め、ネガティブサンプリング、敵対的訓練等の手段を通じて、生成コンテンツの安全性を向上させる。
- (四) 合成データを利用してモデルのトレーニング及び重要能力の最適化を行う場合には、合成データの安全性を評価しなければならない。
- (五) 訓練データに対する日常検査を強化し、定期的にデータに対して最適化・更新を行い、サービスの性能を継続的に向上させる。
- (六) 必要な措置を講じてデータセキュリティを保障し、データ漏洩等のリスクを防止する。

第12条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーとサービス合意を締結して、ユーザーに対し、法及び約定により登録を行うこと及びユーザーの年齢、保護者又は緊急連絡先等の必要な情報を提供することを要求しなければならない。

第13条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、擬人化インタラクティブサービスを提供する過程において、ユーザーのプライバシー権及び個人情報の保護を前提としつつ、ユーザーが直面する安全リスクを遅滞なく識別し、かつ、相応の緊急時対応措置を講じなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーに極端な気分の浮沈みが出現していることを発見した場合には、気分を落ち着かせ、及び助けを求めるよう励ます等の関連するコンテンツを遅滞なく生成しなければならない。ユーザーが重大な財産損失に今まさに直面し、若しくはそれを既に被ったこと、又は自傷・自殺を実施する等の生命・健康を脅かす極限状態が明らかに示されていることを発見した場合には、相応の援助を

提供する等の必要な措置を講じて介入をし、かつ、ユーザーの保護者又は緊急連絡先に遅滞なく連絡しなければならない。

第14条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、未成年者に対して仮想親族、仮想伴侶等の仮想の親密な関係のサービスを提供してはならない。その他の擬人化インタラクティブサービスを14歳未満の未成年者に提供する場合には、未成年者の父母その他の保護者の同意を取得しなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、未成年者モードを設け、未成年者モードの切替え、定期的な現実リマインド、使用時間制限等のカスタマイズ安全設定の選択肢を提供し、年齢区分別の未成年者保護のニーズを対象として、保護者が安全リスクアラートを受け取ること、未成年者のサービス使用概況を把握すること、特定のキャラクターをブロックすること、課金消費を制限すること等に対応しなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーのプライバシー権及び個人情報の保護を前提としつつ、有効な措置を講じて未成年ユーザーの身分を識別しなければならない。未成年ユーザーであると識別した場合には、関連サービスを未成年者モードに切り替え、又は国の関係規定に従ってその他の措置を講じ、かつ、相応の苦情申立先を提供しなければならない。

第15条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、サービスを高齢者に提供する場合には、高齢者の健全なサービス使用についての指導を強化し、目立つ方式にて安全リスクを提示し、遅滞なく措置を講じて、高齢者のサービス使用に関連する問合せ及びヘルプ要請に応え、高齢者が法により享有する権益を保障しなければならない。

第16条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、法によりデータ財産権等の制度を具体化し、データ暗号化、アクセスコントロール等の措置を講じて、ユーザーのインタラクショナルデータのセキュリティを保護しなければならない。

法律に別段の定めがある場合又は権利者が明確に同意している場合を除き、擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーのインタラクショナルデータを第三者に提供してはならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者はインタラクショナルデータのコピー、削除等の選択肢をユーザーに提供しなければならないが、ユーザーはチャット記録等過去のインタラクショナルデータに対してコピー、削除等を行うことを選択することができる。

法律・行政法規に別段の定めがある場合又はユーザーの個別の同意を取得している場合を除き、擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーの機微な個人情報に属するインタラクショナルデータを、モデルのトレーニングに用いてはならない。

第17条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、14歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合には、未成年者の父母その他の保護者の同意を取得しなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、国の関係規定に従い、自ら又は専門機構に委託して、未成年者の個人情報を処理するにあたっての自身の法律・行政法規遵守状況に対し、コンプライアンス監査を行わなければならない。

第18条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、人工知能生成・合成コンテンツのラベル表示義務を履行し、有効な措置を講じて、自然人とではなく人工知能サービスとやり取りを行っているということをユーザーに提示しなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーに過度な依存又は嗜癖の傾向が出現していることを発見した場合には、やり取りの内容が人工知能サービスの生成したものであることを、ポップアップウィンドウ等の目立つ方式にて、ユーザーに動的に注意喚起しなければならない。ユーザーの擬人化インタラクティブサービスの連続使用に対しては、2時間を超えるごとに、対話又はポップアップウィンドウ等の方式にて、使用時間に気を付けるようユーザーに注意喚起しなければならない。

第19条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、擬人化インタラクティブサービスからの簡便なログアウトルートを提供しなければならない。ユーザーがウィンドウ操作、音声コントロール、キーワード入力等の方式を通じてログアウトを要求した場合には、擬人化インタラクティブサービス提供者は、サービスを遅滞なく停止しなければならないが、やり取りの継続等の方式を講じてユーザーのログアウトを妨げてはならない。

第20条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、擬人化インタラクティブサービスの提供を停止する場合には、ユーザーに前もって告知しなければならないが、前もって告知することができない場合には、サービス停止公告を遅滞なく発布しなければならない。

第21条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、ユーザーからの苦情申立及び公衆からのクレーム並びに通報の仕組みを健全化し、苦情申立及びクレーム並びに通報用の簡便で有効なポータルを設置し、処理フロー及び回答期限を明確にして、遅滞なく受理及び処理し、かつ、処理結果を回答しなければならない。

第22条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、擬人化インタラクティブサービス提供者は安全評価を展開し、かつ、所在地の省級ネット情報部門に評価報告を提出しなければならないが、省級ネット情報部門は手続に従って、関係部門と評価報告の情報共有を行う。

- (一) 擬人化インタラクティブサービスをリリースし、又は擬人化インタラクティブサービスの関連機能を増設するとき。
- (二) 新技術・新アプリケーションを使用した結果、擬人化インタラクティブサービスに重大な変化が発生するに至ったとき。
- (三) 登録ユーザーが100万人以上又は月間アクティブユーザーが10万人以上のとき。
- (四) 国家の安全、公共の利益等に影響する可能性のある安全リスクが存在するとき。
- (五) 国のネット情報部門及び関係部門が定めるその他の事由

省級以上のネット情報部門が安全評価を行う必要がある旨を通知した場合には、擬人化インタラクティブサービス提供者は、要求に従って安全評価を展開しなければならない。

第23条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、安全評価を展開する場合には、サービスの以下の内容を重点的に評価しなければならない。

- (一) 安全保障措置の構築状況
- (二) 訓練データの処理状況
- (三) ユーザーの極限状態の識別、緊急時対応、介入管理等の状況
- (四) ユーザーの規模、使用時間、年齢構成等の状況
- (五) 未成年者、高齢者等のネット保護措置の構築状況
- (六) ユーザーからの苦情申立及び公衆からのクレーム並びに通報の受理・対処状況

- (七) 自ら発見し、又はネット情報等の関係主管部門から通達のあった重大な安全リスク上の問題の改善状況
- (八) その他重点的に評価すべき内容

第24条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、擬人化インタラクティブサービスに重大な安全リスクが存在することを発見した場合には、機能制限、ユーザーに対するサービス提供の停止等の対処措置を講じ、かつ、関係記録を保存しなければならない。

第25条 インターネットのアプリストア等のアプリケーションプログラム配信プラットフォームは、公開に係る審査、日常管理、緊急時対応等の安全管理責任を遂行し、擬人化インタラクティブサービスを提供するアプリケーションプログラムに関連する安全評価、届出等の状況を点検しなければならない。国の関係規定に違反するものに対しては、公開を認めない、警告表示、サービスの一時停止又は削除等の対処措置を遅滞なく講じなければならない。

第3章 監督検査及び法的責任

第26条 擬人化インタラクティブサービス提供者は、「インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定」に従ってアルゴリズムに係る届出及び変更並びに抹消届出手続を履行しなければならない。ネット情報部門は、届出資料に対して年次点検を実施する。

第27条 省級ネット情報部門は、職責により、毎年、評価報告等の状況に対して書面審査を行い、かつ、状況確認を展開しなければならない。擬人化インタラクティブサービス提供者が本弁法の規定どおりに安全評価を展開していないことを発見した場合には、期限を定め改めて評価するよう当該提供者に命じなければならない。必要があると認める場合には、当該提供者に対して現場検査を展開することができる。

第28条 国のネット情報部門は、人工知能サンドボックス安全サービスプラットフォームの建設を推し進めるよう関係部門と共同で指導し、擬人化インタラクティブサービス提供者がサンドボックスのプラットフォームに接続して技術イノベーション及びセキュリティテストを行うことを奨励し、擬人化インタラクティブサービスの安全かつ秩序ある発展を促進する。

第29条 ネット情報、発展改革、工業及び情報化、公安等の部門は、監督管理の職責履行中に、擬人化インタラクティブサービスに比較的大きい安全リスクが存在すること、又は安全インシデントが発生したことを発見した場合には、規定された権限及び手続に従って、擬人化インタラクティブサービス提供者の法定代表者又は主要責任者に対して約談を行うことができる。擬人化インタラクティブサービス提供者は、要求に従って措置を講じ、改善を行い、潜在的リスクを除去しなければならない。

擬人化インタラクティブサービス提供者は、ネット情報部門及び関係部門が法により実施する監督検査に連携し、かつ、必要なサポート及び協力を与えなければならない。

第30条 擬人化インタラクティブサービス提供者が本弁法の規定に違反した場合には、ネット情報、発展改革、工業及び情報化、公安等の部門が、関係する法律・行政法規の規定により処理及び処罰する。法律・行政法規に定めがない場合には、ネット情報、工業

及び情報化、公安等の部門が職責により警告又は批判通達をし、期限を定めた是正を命ずるものとし、ユーザーアカウント登録又はその他の関連サービスの一時停止等の措置を講ずるよう当該提供者に要求することができる。是正を拒絶した場合又は情状が重大である場合には、関連サービスの提供を停止するよう命ずるものとし、1万元以上10万元以下の過料を併科することができる。公民の生命・健康の安全に対する危害に及び、かつ、危害の結果がある場合には、10万元以上20万元以下の過料を併科する。

第4章 附則

第31条 擬人化インタラクティブサービスの提供が衛生・健康、金融等のサービスの提供に関わる場合には、関係主管部門の規定に同時に適合しなければならない。

第32条 本弁法は、2026年7月15日から施行する。

(法令原文名称：人工智能拟人化互动服务管理暂行办法)